

事故発生の防止のための指針

医療法人 信誠会
介護医療院 斎部太陽の家

事故発生の防止のための指針

(イ：施設における介護事故の防止に関する基本的考え方)

- 1 当施設では、質の高いサービスを提供するために提供するサービスに対して常に改善を行い、事故防止に努める。また、事故が発生した場合に速やかに適切な対応が行えるよう研修を実施し、必要な知識の習得に努める。

(ロ：介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項)

- 1 当施設では、介護事故発生の防止等に取り組むにあたって、「安全対策委員会」を設置する。
- 2 安全対策委員会の委員長は、安全対策担当者である看護部長とし、構成員は施設長及び副施設長、各部署の職員とする。
- 3 安全対策委員会の役割は以下のとおりとする。
 - (1) 1か月に1回委員会を開催し、収集したデータの分析や評価、事故の予防・再発防止を検討するとともに職員へフィードバックする。
 - (2) 介護事故等未然防止のため、マニュアルを作成し、定期的に見直し、必要に応じて更新する。事故・ヒヤリハット報告書等の様式についても作成し定期的に見直し、必要に応じて更新する。

(ハ：介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針)

- 1 安全対策委員会を中心として事故発生防止のための職員への研修を、以下のとおり実施する。
 - (1) 年2回以上研修を実施する。
 - (2) 新入職員への研修を実施する。
 - (3) 実施した研修の資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保管する。

(二：施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうになつた場合及び現状を放置しておくと介護事故に結びつく可能性が高いものの報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善の方策に関する基本方針)

1 当施設での「インシデント・アクシデント」の用語の定義は以下のとおりとする。

(1) 「インシデント」とは、利用者に実施されなかつたが、もし実施されれば何らかの危害が予測される場合、また、実施されたが治療が不要であり、経過観察も必要とされなかつた事故とする。「アクシデント」とは、入所者へ危害を及ぼし治療を必要とする事故とする。

2 「インシデント・アクシデント」の報告対象は以下のとおりとする。

(1) 業務行為に関わること(説明不足・請求ミス・誤薬・処置忘れ・判断ミス等)

(2) 利用者及びその家族に関わるもの(転倒・私物の紛失・器物破損等)

(3) 管理に関するもの(器具の故障・施設管理上の事故等)

3 「インシデント・アクシデント」の報告経路は以下のとおりとする。

(1) 「インシデント・アクシデント」があつた場合、それに関係した職員は、所属の上司に口頭及び「インシデント・アクシデント報告書」で報告する。

(2) 報告を受けた上司は、報告内容を確認の上、施設長、看護部長へ報告する。また、不在の場合は、当直医もしくは副施設長の指示を仰ぐ。

(3) 苦情の場合、事務部長が対応し、利用者とのトラブルの可能性があると判断されるものは施設長に報告・相談し、指示を仰ぐ

4 「インシデント・アクシデント」に対する予防対策の検討・実施は以下のとおりとする。

(1) 報告を受けた所属の上司は速やかに必要な指示を当事者に対して行うとともに、その原因を分析して、再発防止に努めるものとする。

(2) 「インシデント・アクシデント報告書」を基に業務プロセスや当時の状況から発生要因を詳細に分析し、再発防止策を検討する。

(3) 安全対策委員会は、定期的に統計分析を実施し、「インシデント・アクシデント」の発生状況の傾向を把握し、予防策の検討に活用するものとする。

(ホ：介護事故等発生時の対応に関する基本方針)

1 当該入所者への対応

事故が発生した場合は、周囲の状況及び当該入所者の状況を判断し、当該入所者の安全確保を最優先として行動する。関係部署及び家族等に速やかに連絡し、必要な措置を行う。状況により、医療機関への受診等が必要な場合は、迅速にその手続きを行う。

2 事故状況の把握

事故の状況を把握するため、関係職員は「事故・ヒヤリハット報告書」で、速やかに報告する。

3 関係者への連絡・報告

関係職員からの連絡等に基づき、ご家族や必要に応じて保険者等に事故の状況等について報告する。

4 栃木県等への報告

栃木県等への報告対象事故の場合は、速やかに定められた様式で報告する。

5 損害賠償

事故の状況により賠償等の必要性が生じた場合は、当施設の加入する損害賠償保険で対応する。

(ヘ：入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針)

1 入所者等は、いつでも本指針を閲覧することができる。

(ト：その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針)

1 「事故・ヒヤリハット報告書」は、業務上の事故防止のために使用することとし、人事考課や業績評価等に用いてはならない。

附則

この指針は、令和2年10月1日より施行する。

この指針は、令和4年8月30日より一部改正し施行する。

この指針は、令和6年8月5日より一部改正し施行する。